

令和6年度 恵庭市学童クラブ自己チェックシート

学童クラブ名： 柏学童クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各学童クラブ単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について、育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙の自己チェックリストにある「評価の着眼点」を参考にします。あわせて、運営指針解説書(厚生労働省作成)も参考になります。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、この自己チェックシートに記載します。

「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」、「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」、「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階で評価してください。

評価の対象に当てはまらない場合は、「—：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を入力してください。

- ⑤また、そうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載してください。

職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。

※チェック項目のうち黄色のセルについては、学童クラブの運営主体である学校法人等の責任者（学童クラブ担当者）が回答し、各学童クラブへフィードバックしてください。

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	<input type="radio"/>	概ね理解している。	
		○学童クラブの役割を理解している。	<input type="radio"/>	概ね理解している。	
	3. 学童クラブにおける育成支援の基本	(1)学童クラブにおける育成支援	○学童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	<input type="radio"/>	学童クラブの役割や目的を理解し、子ども達にとって安心して過ごしやすい環境作りに努めている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	<input type="radio"/>	常に保護者と子どもについて情報交換をしている。学校側とは6月に情報交換の場を設け共有している。
		(3)学童クラブ支援員等の役割	○学童クラブ支援員及び補助員は、その役割を理解している。	<input type="radio"/>	概ね理解している。
		(4)学童クラブの社会的責任	○学童クラブの社会的責任を理解している。	<input type="radio"/>	概ね理解している。
	1. 学童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、学童クラブ支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	<input type="radio"/>	支援員として、責任ある言動や対応を常に心掛けている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○学童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての学童クラブ支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	<input type="radio"/>	月に一度、全事業所が集まり会議を行い、情報共有や共通認識の場を設けている。
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	<input type="radio"/>	相談があった場合には、すぐに対応し、支援員間で共有している。	
		(1)職員集団のあり方	○学童クラブ支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	<input type="radio"/>	子ども達にとって楽しめる事を支援員間で話し合い、実行出来る様に努めている。
		(2)研修等	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	<input type="radio"/>	年に一度は研修に参加できるように全体に共有し、必要に応じてシフト体制を調整するなどしている。
	3. 事業内容向上への取り組み	(3)運営内容の評価と改善	○学童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	<input type="radio"/>	年に一度、学園としてのアンケートを子どもと保護者それぞれに行い、要望などにはできる範囲で改善するように心がけている。
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解	○学童クラブ支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	<input type="radio"/>	支援員間で話し合い、一人一人にあった支援をどの様にしていくのが良いか考えて、支援する様に努めている。	

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第3章 学童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	概ね理解して支援している。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	理解して支援できる様に努めている。
	2. 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受け入れの考え方	○障害のある子どもの受け入れの考え方を理解し、可能な限り受け入れに努めている。	○	考え方について理解して、受け入れに努めている。
		(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	その子に合わせた支援を、支援員間で共有して努めている。
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	常日頃から様子や違和感に気をつけながら過ごし、何か感じるところがあれば、迅速に動ける様に心掛けている。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	家庭環境や養育が気になる子どもに関しては、支援員間で共有し、何かあれば関係機関に繋げられるよう心掛けている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	プライバシーに関する事は、保護や秘密保持に留意しながら対応している。
	4. 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	出欠に関するものは、アプリや電話を活用。子どもの様子については、お迎え時に伝えている。アプリや電話を使い情報を共有している。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	日頃よりコミュニケーションを大切にして、何かあった時は迅速に対応出来る様にしている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	事あるごとに、保護者会と相談をしながら、年間の行事についてや保護者会費の使い方について話し合い、連携している。
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	行事計画や振り返り、育成支援など実施して行なっている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	学童クラブに関わる会計や事務、施設管理・点検を行なっている。
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	6月に学校と児童についての情報交換を行い、何かあれば連絡をとり連携を図っている。グラウンドも日によって使われていた。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	△	個人情報や秘密保持について努めているが、取り決めについては特にない。
	2. 保育園、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育園・幼稚園等との連携を図っている。	×	情報を得られる機会がなかった。	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	×	情報を得られる機会がなかった。	
	4. 学校、公共施設(地区会館等)を活用して実施する学童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する学童クラブ	○学校施設を活用して学童クラブを実施する上の留意事項を理解し、適切に対応している。	-	当てはまらない。
		(2)地区会館等を活用して実施する学童クラブ	○地区会館等を活用して学童クラブを実施する上の留意事項を理解し、適切に対応している。	○	雨の時は外遊びが出来ないので、2階の集会室を利用させてもらっている。

III 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分		結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	2. 卫生管理 及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗い時、タオル・ハンカチは使用せずにペーパータオルを使用している。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	△	研修の機会は特にない。何かあれば、マニュアルを参照し対応している。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	防災に関しては訓練をしているが、防犯に関してはしていない。防犯面で何かあれば、まず管理人さんが対応してくれている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	家庭・学校共に連携して安全確保に努めている。一人帰りの子には、寄り道せずに気をつけて帰るように話している。

IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	1. 施設及び 設備	(1)施設	○学童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	△	手洗い場が1つと男女トイレに1つずつで少なく、子ども達の待ちの時間が増える。
		(2)設備、備品等	○学童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	△	女子トイレが不足している(1階と2階に1つずつ)。女子がトイレ待ちしている事がある。
第4章 学童クラブの運営	1. 職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の学童クラブ支援員を置いている。	○	今年度基本的には、大規模加配と特別支援加配で4名体制になっている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	単位毎に行えている。行事等がある場合には、柏第2と合同で行う事もしている。
		(3)学童クラブ支援員の雇用形態	○学童クラブ支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	安定した雇用ができるように運営している。
		(4)勤務時間	○学童クラブ支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	○	開設準備の時間や日々の記録作成の時間も含めて勤務時間としている。また勤務時間にできるような体制作りに努めている。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	適切な規模の範囲で運営している。
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している。
	4. 利用開始等に關わる留意事項		○利用開始や退所に關わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	入会時や退会時に必要な事は、保護者に伝え対応している。
	5. 運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童クラブを運営している。	○	安定した運営ができるよう努めている。
		(2)運営上の留意事項	○学童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	学童クラブ業務マニュアルに従って各学童クラブが運営されるよう指導している。
	6. 労働環境整備		○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	支援員等の労働環境が安定するよう整備に努めている。
	7. 適正な会計管理及び 情報公開	(1)会計管理	○学童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	市からの委託費や補助金について、適切に管理している。
		(2)情報公開	○学童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	運営主体である学校法人の会議などで報告、また学童会議の際に支援員などにも情報共有している。